

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業

ショートステイだんだん

運 営 規 定

秋田県秋田市土崎港西5丁目12番17号

TEL 018-893-6377

FAX 018-893-6378

(趣旨)

ショートステイだんだんの運営については、法令遵守、その他に定められるもののほか、この規定の定めるところによる。

(事業の目的)

第1条 株式会社だんだんが運営するショートステイだんだんの指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、要介護又は要支援状態になった者で、居宅において介護を受けようとする者のうち、居宅の生活に一時的に支障が生じた者（以下「利用者」という）がショートステイだんだんに短期入所し必要な日常生活を過ごすうえでの介護及び機能訓練を受けることにより、利用者の心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が可能な限り居宅にてその有する能力に応じた日常生活が営むことが出来るよう援助することを目的とする。

(事業所の名称等)

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|---------------------|
| ① 名称 | ショートステイだんだん |
| ② 所在地 | 秋田県秋田市土崎港西5丁目12番17号 |

(運営方針)

第3条 ショートステイだんだんは、利用者に対し、健全な環境の下で個々のニーズに基づいた適切な援助を行う。

- 2 従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立った援助が行われるようにする。
- 4 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村の老人福祉を増進することを目的とする事業を行う者及び、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図って運営する。

(職員及び職務)

第4条 ショートステイだんだんに次の職員を置く。

施設長(以下「管理者」という)	1名
生活相談員	2名以上
介護員	18名以上
看護師	2名以上
機能訓練指導員	1名
事務職員	1名
医師（嘱託医）	1名
栄養士	1名

2 職務内容は次のとおりとする。

一 管理者

施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故ある時はあらかじめ定めた職員が管理者の職務を代行する。

二 生活相談員

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

三 介護員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

四 看護師

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

五 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

六 事務職員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

七 医師

利用者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

八 栄養士

利用者の健康状態及び疾病等を把握し、食事における栄養管理、健康管理に従事する。

(利用者の定員)

第5条 (1) ショートステイだんだんの利用定員は60人とする。

(2) 専用居室は従来型個室5室 多床室27室

(利用料等)

第6条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。

- 2 前項に掲げる利用料のほか、短期サービスの提供に当たり通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については、下記に掲げる費用であり、あらかじめ利用者に内容及び利用料その他の費用額についての説明を行い、事前に同意を得てサービスを提供し支払いを受けるものとする。

なお、以下の費用の変更をする場合もあらかじめ説明を行い、同意を得るものとする。

- | | | | |
|---------|-------|----|---------|
| (1) 滞在費 | 従来型個室 | 1日 | 1, 231円 |
| | 多床室 | 1日 | 915円 |

但し、滞在費について、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

- (2) 食費 食材費・調理コスト含む 1日 1, 445円
(朝食310円・昼食550円・おやつ55円・夕食530円)

但し、食費について、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

- (3) 管理者は、前項に掲げる利用料を徴収したときは、必要事項を記載した領収書を発行するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 利用者の送迎の実施地域は旧秋田市とする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第8条 指定短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定短期入所生活介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要 な援助を行うものとする。
- (2) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者と連携を図ること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、サービス

の目標及び当該 目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

- (3) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、職員は利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- (4) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所において利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (5) 事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第9条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他 日常生活上の支援、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報やサービス担当者会議等からの情報により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握するものとし、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者の主体的な活動参加を促すような働きかけに努めるものとする。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって職員は、利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。

- (5) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所において利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (6) 事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、主治医又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を行うものとする。

(介護の提供等)

- 第10条 介護の提供に当たり、利用者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭するものとする。
 - 3 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。又、おむつを使用せざるを得ない場合は、おむつを適切に取り替えることとする。
 - 4 利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。
 - 5 利用者に対し、その者の負担により職員以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。

(食事の提供)

- 第11条 栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮するとともに、適切な時間に食事を提供するものとする。
- 2 利用者の自立支援に配慮し、出来るだけ離床し、適切な食事場所で食事ができるよう努めることとする。
 - 3 事前に献立表を作成し食事を提供しなければならない。提供後は、食事状況に関する所定の事項を記録するものとする。

(相談・援助)

- 第12条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談、助言を行うとともに、必要な援助を行うものとする。なお、助言、指導及び援助したときは、その経過を明らかにし、記録として残すものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第13条 教養娯楽設備を備えるほか、適宜レクレーション行事を行うものとする。

- 2 日常生活上必要な行政機関における諸手続き等について、利用者及びその家族が行うことが困難な場合は、利用者の同意の下でその代行事務などを行うものとする。
- 3 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第14条 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第15条 嘱託医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 嘱託医師は、健康手帳を有する利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要箇所に必要な事項を記載することとする。

(協力病院)

第16条 入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院を定めるものとする。

- 2 協力病院は、佐藤内科医院とする。

(苦情処理)

第17条 提供した短期サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を置くなどの必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項により、苦情相談を受け付けた場合は、その内容及び処理方法等を明らかにし、記録するものとする。
- 3 利用者等からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査などに協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第18条 従業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第19条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 体調が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第20条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止)

第21条 高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者虐待の早期発見、早期対応に努めます。また身体的、心理的、性的、経済的虐待、介護放棄は行いません。

- (1) 虐待防止のための指針の整備
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (5) (1) から (4) に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第22条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

② 採用時研修 採用後 3 カ月以内

③ 継続研修 年 6 回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 従業者は、いかなる場合においても利用者又はその家族の尊厳を侵害する事なきよう、侮辱的・暴力的また、人格を否定するような発言・行為をおこなわないものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

改定

令和 6 年 1 1 月 1 日

令和 6 年 1 2 月 1 日

令和 7 年 1 月 2 3 日